

“人権上の結論” 求める

岡本熊商 大助教授 水俣病で学会発表へ



岡本助教授

札幌市で開かれる日本社会福祉学会全国大会（代表理事、島田啓一郎同志社大学長）で「水俣病問題と人権」と題して意見を発表、患者の実態を明らかにした上で、学会として総合的な調査を行ない正式な見解を打ち出すよう訴える。

なつた独自の調査に基づいて、水俣病という公害病の実態、患者の身体的損害、生活問題にふれ、とくに生活保護法の欠陥を指摘しながら、憲法二十五条が空文化していることを訴える。

「生ける屍」となっている松永くみ子ちゃんや胎児性水俣病児の「生存権」が行政的にきわめてあいまいに考えられている点にポイントを置き、学会で観念的に「物理的生存か、一次元高いものが生

典型的な公害病である水俣病患者に対する救済措置や生活保護問題の中に人権無視や生存権に関する重要な問題が含まれているとして、独自の調査を続けていた熊本商大の岡本民夫助教授(三)は、来月二十二、三両日

同助教授の発表の柱は①被害の規模と患者の実態②生活保護法の問題点③生存権について④制度、対策の問題点の四つ。以前手がけた調査と七月上旬学会から発表依頼を受けたあと四回の現地調査を行

とくに植物のように寝たきりであることを訴える。

題は慈善事業の延長という観念がまた学会にも強い。水俣病を研究してみても独自の理論と実践活動の必要を痛感した。このような規模の大きな公害病は一学者、一地方大学では解決できない。会として調査し、水俣病患者の人権問題について結論を出すよう求める。